

島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の（税 務 課） 2
課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正等に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（島根県県税条例施行規則の一部改正）

第1条 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 削除」を「第6節 自動車取得税（第61条—第65条）に、第1節 自動車取得税（第87条—第91条）を「第1節及び第2節 削除」に改める。
第6節の2 軽油引取税（第66条—第75条の3）」に、第2節 軽油引取税（第92条—第102条）」

第3条中「第98条」の次に「、法第140条、法第144条の55」を加え、「、法第699条の29、法第700条の44」を削る。

第11条中「第53条第41項」を「第53条第45項」に改める。

第16条中「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改める。

第23条第1項中「第699条の20」を「第131条」に、「第152条第1項の規定による申告書若しくは報告書又は法第699条の11第1項若しくは法第699条の12の規定による申告書若しくは修正申告書」を「第122条第1項若しくは法第123条の規定による申告書若しくは修正申告書又は法第152条第1項の規定による申告書若しくは報告書」に改める。

第28条第2項中「第92条第1項」の次に「、法第134条第1項、法第144条の49第1項」を加え、「、法第699条の23第1項、法第700条の36第1項」を削る。

第2章第6節を次のように改める。

第6節 自動車取得税

（自動車取得税の課税免除）

第61条 条例第36条の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、法第122条第1項に規定する時又は日までに、自動車取得税課税免除申請書（第123号様式）により、所長に申請しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第62条 条例第38条第1号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、法第122条第1項に規定する時又は日までに、災害による自動車取得税減免申請書（第124号様式）により、所長に申請しなければならない。

2 条例第38条第2号又は第3号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、法第122条第1項に規定す

る時又は日までに、自動車税（自動車取得税）減免申請書（第162号の2様式）により、所長に申請しなければならない。この場合において、条例第38条第2号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、当該戦傷病者手帳）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者、精神障害者、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（運転免許を取得するためあらかじめ自動車を取得した身体障害者又は精神障害者で、道路交通法第99条第1項の規定により指定された自動車教習所に在学しているものにあつては、当該自動車教習所の在学証明書）を提示しなければならない。

- 3 自動車を取得した身体障害者で、運転免許証がないため前項の規定による申請ができなかったものが、法第122条第1項の規定による申告書を提出した日後6月以内に運転免許を取得した場合で、当該運転免許取得の日後1月以内に減免の申請をしたときに限り、同項の規定による申告書の提出の時又は日に減免の申請があつたものとみなす。

（天災その他これに類する災害により滅失等した自動車に代る自動車に係る自動車取得税の減免基準）

第63条 条例第38条第1号の規定に該当する自動車に対しては、天災その他これに類する災害がやんだ日から3月以内に自動車を取得した場合に限り、滅失し、又は損壊した自動車の当該天災その他これに類する災害の直前における価額に、次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額に自動車取得税の税率を乗じて得た額を当該自動車に係る自動車取得税額から減額する。ただし、条例第51条第1号の規定により自動車税の減免を受けた自動車に代わるものとして取得したときは、自動車取得税については、その税額を免除しないものとする。

損害の程度	減免率
10分の3以上10分の5未満	100分の60
10分の5以上10分の8未満	100分の80
10分の8以上	100分の100

（身体障害者又は精神障害者等に対する自動車取得税の減免基準）

第64条 第80条第1項の規定は、条例第38条第2号の規定により自動車取得税を減免する場合について準用する。この場合において、第80条第1項中「掲げる者が所有する」とあるのは「掲げる者が取得する」と、「生計を一にする者が所有する」とあるのは「生計を一にする者が取得する」と、「その年度分の自動車税につき次項に定める額を免除する」とあるのは「取得価額（第64条第3項本文の規定により自動車取得税の減免を受ける場合は、同項に規定する特別の仕様による製造又は構造変更に要した金額を控除した額）又は300万円のいずれか低い額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車に係る自動車取得税の額から減免する」と、「法第442条の2に規定する軽自動車等に係る軽自動車税について減免を受けているときは」とあるのは「当該自動車以外に、自動車税又は法第442条の2に規定する軽自動車等に係る軽自動車税について減免を受けた自動車を所有しているとき（法第145条第2項又は法第442条の2第2項の適用があるときを含む。）は」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により減免を受けた自動車を身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有している場合は、前項の規定にかかわらず、当該身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車に係る自動車取得税については、その税額を免除しないものとする。

- 3 条例第38条第3号の規定に該当する自動車に対しては、身体障害者若しくは精神障害者を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を当該自動車に係る自動車取得税額から減免する。ただし、専ら身体障

害者又は精神障害者を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車にあっては、当該自動車に係る自動車取得税額の金額を免除するものとする。

(自動車取得税に係る文書等の様式)

第65条 条例第37条第2項に規定する納税済印は、第164号様式とする。

2 法第123条第2項の規定による自動車の取得の修正申告書は、第125号様式とする。

3 自動車取得税について、次の表の左欄に掲げる行為をする場合には、同表の右欄に掲げる文書の様式によってしなければならない。

行為の区分	文書の様式
1 法第125条第2項の規定による納税義務の免除の適用があるべき旨の申告	自動車取得税徴収猶予申告書(第126号様式)
2 法第125条第6項の規定による納税義務の免除に係る徴収金の還付又は納税義務の免除の申請	自動車取得税還付(納税義務の免除)申請書(第127号様式)
3 法第126条第1項の規定による自動車の返還に係る徴収金の還付又は納付義務の免除の申請	自動車取得税還付(納付義務の免除)申請書(第128号様式)
4 法第129条第4項、法第132条第5項又は法第133条第4項の規定による更正又は決定の通知	自動車取得税更正(決定)通知書(第10号の2様式又は第129号様式)

第2章第6節の次に次の1節を加える。

第6節の2 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録申請)

第66条 条例第40条第1項前段の規定による軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(第130号様式)により、所長に申請しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 当該事業を開始しようとする日の5日前

(2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 当該指定された日から5日以内

(3) 当該特別徴収義務者の引渡しに係る軽油の納入が県内において行われることとなった場合 当該納入の日の属する月の翌月の末日

2 条例第40条第1項後段の規定により登録した事項の変更の申請をしようとする者は、当該変更があった日から5日以内に、軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書(第131号様式)により、所長に申請しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除)

第67条 条例第40条第2項に規定する知事が定める場合は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなった場合とする。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入が行われていないこと。

(免税軽油使用者証の有効期間)

第68条 法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証の有効期間は、当該免税軽油使用者証を交付した日から起算して3年とする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者に係る知事の指定要件)

第69条 条例第44条の規定による知事の指定は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する免税軽油使用者について行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 最近の1年間(免税軽油の使用期間が1年未満である場合には、当該使用期間)における免税軽油の使用実績が

1 月当たり2,000リットル以下であること又は使用見込み数量が1月当たり2,000リットル以下であること。

- (2) 最近の3年において法第144条の44の規定による更正若しくは決定又は法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定による徴収決定の処分を受けたことがないこと。
- (3) 最近の3年において法第144条の22、第144条の25、第144条の26又は第144条の28に規定する罪につき刑に処せられたことがないこと。
- (4) 次条第3項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第144条の27第1項に規定する期限と異なる期限を定めることが軽油引取税の取締り又は保全上不適當と認められないこと。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者の指定等）

第70条 条例第44条の規定により知事の指定を受けようとする免税軽油使用者は、法第144条の21第2項の規定による免税軽油使用者証の交付申請時に、免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者の指定申請書（第132号様式）により所長に申請しなければならない。

2 所長は、前項の申請があつた場合において、当該免税軽油使用者が前条に規定する要件に該当すると認めるときは、当該交付申請のあつた免税軽油使用者証に係る免税軽油の引取り等に関する報告について指定を行うとともに、その旨を当該免税軽油使用者に通知しなければならない。

3 所長は、前項の指定を受けた免税軽油使用者が前条に規定する要件に該当しなくなったときは、前項の指定を取り消すとともに、その旨を当該免税軽油使用者に通知しなければならない。

4 前2項の規定による通知は、免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者の指定（指定取消）通知書（第133号様式）により行うものとする。この場合において、指定に係る通知については、免税軽油使用者証へのその旨の押印又は記入をもってこれに代えることができる。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第71条 条例第44条の規則で定める期限は、次の表の左欄に掲げる報告対象期間（法第144条の27第1項の規定による報告の対象となる期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて同表の右欄に掲げる期限とする。

免税証の有効期間の初日から次回の免税証の交付の申請を行う日の属する月の前々月の末日まで	次回の免税証の交付の申請を行った日
次回の免税証の交付の申請を行った日の属する月の前月の初日から次回の免税証の交付の申請を行った日の前日まで	次回の免税証の交付の申請を行った日の前日の属する月の翌月の末日
次回の免税証の交付の申請を行った日から次回の免税証の有効期間の初日の前日まで（次回の免税証の交付の申請を行った日と次回の免税証の有効期間の初日が同一の日である場合又は次回の免税証が交付されない場合を除く。）	次回の免税証の有効期間の初日を含む期間を報告対象期間とする報告書の提出の期限と同一の日

2 前項の規定にかかわらず、免税証の有効期間の満了する日の属する月の翌月の末日までに次回の免税証の交付の申請を行わない者についての免税証の有効期間の初日から有効期間の満了する日の属する月の末日までを報告対象期間とする報告書の提出の条例第44条の規則で定める期限は、当該免税証の有効期間の満了する日の属する月の翌月の末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、免税機械等（令第43条の15第1項に規定する免税機械等をいう。）の滅失その他の理由により免税軽油の引取りを必要としなくなった者についての免税証の有効期間の初日から当該必要としなくなった日までを報告対象期間とする報告書の提出の条例第44条の規則で定める期限は、当該必要としなくなった日の属する月の翌月の末日とする。

4 前3項に規定する報告対象期間以外の期間を報告対象期間とする報告書の提出の条例第44条の規則で定める期限は、法第144条の27第1項に規定する報告書の提出の期限とする。

（軽油を返還した場合の手続）

第72条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により軽油の引取りに係る軽油引取税額が納入されていないときは、当該軽油を返還した日の属する月分の納入申告書を提出するときに併せて返還軽油申告書（第134号様式）により、所長に申告しなければならない。

（免税軽油以外の軽油を免税用途に用いたとき等の承認申請）

第73条 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により知事の承認を受けようとするときは、免税用途使用承認申請書（第135号様式）により、所長に申請しなければならない。

2 所長は、前項に規定する承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、免税用途使用承認（申請却下）通知書（第136号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（免税軽油使用者の帳簿記載義務等）

第74条 免税軽油使用者は、免税証及び免税軽油受払簿（第137号様式）を備え、免税証及び免税軽油の受入れ及び払出しの状況その他必要な事項を記載し、これを最終の記載の日から3年間保存しなければならない。ただし、条例第44条の規定により知事の指定を受けた者は、この限りでない。

（自動車用炭化水素油譲渡証の用紙の交付申請等）

第75条 法第144条の32第1項第3号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写し（同条第6項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しをいう。）の用紙の交付を受けようとするときは、自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書（第138号様式）により、所長に申請しなければならない。

2 前項の用紙の交付を受けた者は、府令第8条の43第5項の規定により当該用紙を返納しようとする場合には、自動車用炭化水素油譲渡証用紙返納書（第139号様式）により、所長に返納しなければならない。

（軽油引取税の減免）

第75条の2 条例第44条の2第1号の規定により軽油引取税の減免を受けようとする納税者は、天災その他これに類する災害がやんだ日から3月以内に、軽油引取税減免申請書（第140号様式）により、所長に申請しなければならない。

2 条例第44条の2第2号の規定により軽油引取税の減免を受けようとする納税者は、法第144条の18第1項各号に規定する期限までに、軽油引取税減免申請書（第140号様式）により、知事に申請しなければならない。

（軽油引取税に係る文書等の様式）

第75条の3 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる行為をする場合には、同表の右欄に掲げる文書の様式によってしなければならない。

行為の区分	文書の様式
1 条例第39条第2項の規定による特別徴収義務者の指定	ゴルフ場利用税 特別徴収義務者指定通知書（第120号 軽油引取税 様式）
2 条例第40条第2項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請	軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書（第141号 様式）
3 条例第40条第2項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の通知	軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書（第142号 様式）
4 令第43条の15第5項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請	免税軽油使用者証書換申請書（第143号様式）
5 令第43条の15第6項の規定による免税軽油使用者証の返納	免税軽油使用者証返納書（第144号様式）
6 令第43条の15第11項において準用する同条第6項の規定による免税証の返納	免税証返納書（第145号様式）
7 法第144条の8第1項又は第3項の規定による仮特約	仮特約業者指定（指定取消）通知書（第146号様式）

業者の指定又は指定の取消し	
8 法第144条の9第1項又は第3項、第5項若しくは第6項の規定による特約業者の指定又は指定の取消し	特約業者指定（指定取消）通知書（第147号様式）
9 法第144条の15第2項の規定による登録特別徴収義務者に対する通知	軽油引取税特別徴収義務者登録通知書（第148号様式）
10 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請	軽油引取税徴収猶予申請書（第149号様式）
11 法第144条の30第3項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知	軽油引取税徴収不能額等還付（納入義務免除）通知書（第150号様式）
12 法第144条の31第1項の規定による軽油の返還による徴収金の還付の申請	軽油引取税還付申請書（第151号様式）
13 法第144条の31第4項又は第5項の規定による徴収金の納入の免除の申請	軽油引取税納入免除申請書（第152号様式）
14 法第144条の31第4項又は第5項の規定による徴収金の還付の申請	軽油引取税還付申請書（第153号様式）
15 法第144条の44第4項、法第144条の47第5項又は法第144条の48第4項の規定による更正又は決定の通知	軽油引取税更正（決定）通知書（第154号様式、第155号様式）

第77条第3項中「（昭和25年法律第123号）」及び「（昭和35年法律第105号）」を削り、「身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第6項中「自動車税（自動車取得税）減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第87条から第102条まで 削除

附則に次の2項を加える。

（徴収取扱費の交付の特例）

9 平成21年度における徴収取扱費の交付についての第35条第2項の規定の適用については、同項第1号中「基づき算定した法第47条第1項第1号に掲げる金額」とあるのは、「基づく納税義務者の数に3,300円を乗じて得た金額」とする。

（免税軽油使用者証の有効期間の特例）

10 法附則第12条の2の4第1項の規定により平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りに対して軽油引取税を課さない場合における免税軽油使用者証の有効期間は、第68条の規定にかかわらず、同日までとする。

第9号様式その1表面中「ご覧」を「御覧」に改める。

第10号の2様式表面中「（第11条、第91条関係）」を「（第11条、第65条関係）」に改める。

第15号様式中「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改める。

第17号様式その3を次のように改める。

第 17 号様式その 3 (第 18 条関係)

77	島根県税 納付書 (納入済通知書)	普通払込料金 加入者負担
加入者名	島根県	
収納機関番号	32000	納付区分
納期限	年 月 日	年度 税目
		合計金額 円

34

納税者住所氏名			領収日付印	
税 額	円	徴収番号		
延滞金	円	所 管		
収納代行会社 (御注意) 金額を訂正した場合は、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。				

	普通払込料金 加入者負担 (金融機関控)
加入者名	島根県
口座番号	00120-2-967078
納付番号	
確認番号	納付区分
税 額	
延滞金	
合計金額	
納期限	年 月 日
納税者氏名	様
徴収番号	領収日付印
所 管	
この受領証は、大切に保管してください。	

(金融機関・コンビニ店舗控)

	島根県税 領収証書 公
納税者氏名	様
納付番号	年度
税 額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
登録番号	島根
所 管	
領収日付印	
上記のとおり領収しました。	
(納税者保管)	

収入印紙不要

第17号様式その 5 及び第17号様式その 6 を次のように改める。

第17号様式その5 (第18条関係)

77	島根県税 納付書 (納入済通知書)		my-easy 加入者負担 加入者負担	
加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	合計金額
取納機関番号	32000	納付番号		納付区分
納期限	年 月 日	課税年度	年度	税目

34

納税者住所氏名	様			
税 額	円	徴収番号	円	管 轄
延滞金	円	納 所	円	管 轄

取納代行会社
コンヒニ
(御注意)
金額を訂正した
場合、金融機
関及びコンヒニ
エンストアで
納付はできま
せん。

領収日付印

通常払込料金 加入者負担	島根県	my-easy	加入者負担
加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078
納付番号		納付区分	
確認番号		延滞金	
税 額		合計金額	
納期限	年 月 日	納税者氏名	様
徴収番号		徴収番号	
納 所		管 轄	

この受附票は、本印に
係置してください。

領収日付印

納税者氏名	様			my-easy
年 度	年度	税 目		
納付番号		延滞金		
税 額		合計金額		
延滞金		納期限	年 月 日	
合計金額		登録番号	島根	
納期限	年 月 日	管 轄		

(注) この領収証書では非納は受けられません。納税証明書が必要な場合は、最寄りの各県民センター・事務所にお問合せください。
上記のとおり領収しました。

領収日付印

第17号様式その6 (第18条関係)

77 島根県税 納付書 (納入済通知書)

加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	合計金額	円
取納機関番号	32000	納付番号		納付区分	
納期限	年 月 日	課税年度	年度	税目	

34

納税者住所氏名	様	
税額	円	徴収番号
延滞金	円	所 管

取納代行会社
コンビニ
(御注意)
金額を訂正した
場合、金融機
関及びコンビニ
エンスストアで
の納付はできま
せん。

領収日付印

(島根県・コンビニ本部誌)

通常払込料金
加入者負担

島根県
00120-2-967078

加入者名	島根県
口座番号	00120-2-967078
納付番号	
確認番号	納付区分
税額	
延滞金	
合計金額	
納期限	年 月 日
納税者氏名	様

徴収番号

所 管

この受領証は、本印に
貼置してください。

領収日付印

(金融機関・コンビニ店舗誌)

島根県税 領収証書

納税者氏名	様	
年 度	年度	税 目
納付番号		
税 額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納期限	年 月 日	
	所 管	

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

収入印紙不要

第20号様式その1表面中「及び納付場所」を削り、「ご覧」を「御覧」に改め、同様式裏面中

「納付場所」

- 島根県指定金融機関
- 島根県指定代理金融機関
- 島根県収納代理金融機関
- 県民センター（県民センターの各事務所を含む。）、隠岐支庁

「右記 期分の金額について、先に御指定の
第20号様式その2表面中 に振替納付手続をいたしました。 を削り、
つきましては、納期限（振替日）に預金不足とにならないようお願いします。」

「ご覧」を「御覧」に改める。

第27号様式その1表面中「ご覧」を「御覧」に改め、同様式裏面中

第三種事業（28業種）	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100	を
（2業種）	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業	3/100	

第三種事業（28業種）	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100	に
（2業種）	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業	3/100	

改める。

「右記第1期（全期）分の金額について、先に御指定の
第27号様式その2表面中 に振替納付手続をいたしました。 を削り、
つきましては、納期限（振替日）に預金不足とにならないようお願いします。」

「ご覧」を「御覧」に改め、同様式裏面中

第三種事業（28業種）	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100	を
（2業種）	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業	3/100	

第三種事業（28業種）	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100	に
（2業種）	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業	3/100	

改める。

第27号様式その4表面中「ご覧」を「御覧」に改める。

第27号様式その5表面中「及び納付場所」を削り、「ご覧」を「御覧」に改め、同様式裏面中「ご連絡」を「御連絡」に改める。

第27号様式その7表面中「ご覧」を「御覧」に、「課税年度 所 管」を「課税年度」に改める。

第27号様式その 8 表面、第28号様式その 1 表面及び第28号様式その 2 表面中「ご覧」を「御覧」に改める。

「
第36号様式中

変 更 納 期 限	年 月 日
-----------	-------

 を
」

「

変 更 納 期 限	年 月 日
納 付 (納 入) 場 所	

 に改める。
」

第81号様式を次のように改める。

第81号様式（第36条関係）

第 年 月 日 号

県民センター所長 様

市町村長

印

個人の県民税課税状況報告書

納 税 義 務 者 数					
区 分	均等割のみを 納付する者	所得割のみを 納付する者	均等割及び所得 割を納付する者	合 計	
普通徴収	人	人	人	人	
給与所得に係る 特別徴収					
年金所得に係る 特別徴収					
計					
区 分		総 額	県 民 税	市町村民税	
本 年 度 課 税 額 ①	均 等 割	普通徴収	円	円	円
		給与所得に係る 特別徴収			
		年金所得に係る 特別徴収			
		計			
	所 得 割	普通徴収			
		給与所得に係る 特別徴収			
		年金所得に係る 特別徴収			
		計			
	合 計	普通徴収			
		給与所得に係る 特別徴収			
		年金所得に係る 特別徴収			
		計			
①のうち本年度の歳入となるべき額 ②					
①のうち翌年度の歳入となるべき額 ③					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額 ④					
②+④		(A)	(B)	(C)	
本年度の歳入となるべき額 ⑤					
特定あん分率 (B) / (A)		0.			

備考

- 1 納税義務者数は、年度当初の状況で記入すること。
- 2 特定あん分率は、小数点以下5位まで算出し、6位以下は切り捨てること。

第120号様式中「(第60条、第75条、第120条関係)」を「(第60条、第75条の3関係)」に改める。

第123号様式から第158号様式その2までを次のように改める。

第 123 号様式 (第 61 条関係)

自動車取得税課税免除申請書			
年 月 日	申 請 者	所 在 地	
県民センター所長 様		名 称	㊟
登録番号又は車両番号	島根	取 得 年 月 日	年 月 日
自 動 車 の 種 別		用 途	
車 体 の 形 状			
乗 車 定 員	()人	最 大 積 載 量	()kg
主たる定置場所在地			
年 度	年度分	税 額	円
課税免除を受けようとする理由			

備考 この申請書には、課税免除を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 124 号様式 (第 62 条関係)

災害による自動車取得税減免申請書					
年 月 日		申 請 者	住所又は 所在地		
県民センター所長 様			氏名又は 名 称	㊟	
代 替 自 動 車	登録番号又は 車両番号	島根		登録番号又は 車両番号	島根
	取得年月日	年 月 日		取得年月日	年 月 日
	自動車の 種 別			自動車の 種 別	
	用 途			用 途	
	車体の形状			車体の形状	
	乗車定員	()人		乗車定員	()人
	最大積載量	()kg		最大積載量	()kg
	主たる定置 場所在地			主たる定置 場所在地	
	年 度	年度分		被災年月日	年 月 日
	税 額	円		抹消登録等 の 種 類	
登録年月日	年 月 日		抹消登録等 年 月 日	年 月 日	
被災原因及びその状況					

備考 この申請書には、次のいずれかの書類を添付すること。

- (1) 市町村長が発行する被災証明書
- (2) 財団法人日本自動車査定協会（昭和 41 年 6 月 1 日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本自動車査定協会」という。）が発行する査定証
- (3) 日本自動車査定協会に登録されている査定士が発行する査定証

第 125 号様式 (第 65 条関係)

自動車取得税修正申告書

県民センター所長様

年月日

登録番号又は車両番号 島根	かな	取得原因 1 売買 2 その他()		取得年月日 年 月 日		低燃費特例適用の有無 有・無	自動車取得税	
	初年度登録年又は初年度検査年	用途					現実の取得価額	円
当初申告年月日	年 月 日	自動車の種別	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗用) 7 バス(その他()) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()			エネルギー消費効率 10・15モード km/1	低燃費特例控除額	円
年 月 日	年	普通型				車両重量	課税標準額①	円
軽	年	小型				kg	税率②	円
車体の形状	車名	型式				燃料の種類	①×②	円
1 家用	1 (付)					1 ガソリン	額③	円
2 営業						2 軽	既に納付の確定した税額④	円
種別区分番号	車台番号	主たる定置場				3 その他	③-④	円
						貨物	不足税額⑤	円
						自動車	延滞金額⑥	円
						自動車	⑤+⑥	円
						自動車	合計納付金額	円
						自動車	証紙納付金	
納税義務者	住所(所在地)	備考				貨物		
	ふりがな					自動車		
	氏名(名称)					自動車		
旧所有者	住所(所在地)及び氏名(名称)					自動車		
申告代理人	住所(所在地)及び氏名(名称)					自動車		

第 126 号様式 (第 65 条関係)

自動車取得税徴収猶予申告書			
年 月 日 県民センター所長 様	申 告 者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
譲渡担保財産の取得年月日	年 月 日		
債権の消滅予定年月日	年 月 日		
譲渡担保財産の移転予定年月日	年 月 日		
譲 渡 担 保 財 産 の 設 定 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		

備考 この申告書には、自動車を譲渡担保財産として取得したこと及び当該自動車を譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から 6 月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証明する書類を添付すること。

第 127 号様式 (第 65 条関係)

自動車取得税還付 (納税義務の免除) 申請書			
年 月 日	申 請 者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日		
譲渡担保財産の取得年月日	年 月 日		
債 権 の 消 滅 年 月 日	年 月 日		
譲渡担保財産の移転年月日	年 月 日		
譲 渡 担 保 財 産 の 設 定 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		

備考 この申請書には、自動車を譲渡担保財産として取得したこと及び当該自動車を譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から 6 月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明する書類を添付すること。

第 128 号様式 (第 65 条関係)

自動車取得税還付 (納税義務の免除) 申請書			
年 月 日	申 請 者	住所又は 所在地	
県民センター所長 様		氏名又は 名称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日		
自 動 車 取 得 年 月 日	年 月 日		
自 動 車 返 還 年 月 日	年 月 日		
自 受 売 動 業 け た 者 の 自 返 動 還 車 を 販	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
自 理 動 車 を 返 還 し た			

備考 この申請書には、自動車を取得の日から 1 月以内に自動車販売業者に返還したこと及びその理由を証明する書類を添付すること。

第129号様式（第65条関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長

印

自動車取得税更正（決定）通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

年度	登録番号又は車両番号	島 根				
課税標準額及び税額の更正（決定）		加 算 金 額 の 決 定				
		区 分	基本税額	率	金 額	
課 税 標 準 額	円	過 少 申 告 加 算 金	対象不足税額等	円	$\frac{10}{100}$	円
税 率	$\frac{\quad}{100}$		加算対象税額等		$\frac{5}{100}$	
税 額	円		計			
既に納付の確定した税額	円	不 申 告 加 算 金	対象基本税額		$\frac{\quad}{100}$	
過 不 足 税 額	円		加算対象税額		$\frac{5}{100}$	
申 告 期 限			計			
申 告 書 提 出 日		重 加 算 金			$\frac{\quad}{100}$	
不足税額及び加算金額の納期限		年 月 日				
更正（決定）の理由	1 地方税法第129条の規定による。 2 地方税法第132条の規定による。 3 地方税法第133条の規定による。					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

延 滞 金 の 計 算 方 法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

- (1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から 1 月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

- (2) 不足税額の納期限の翌日から 1 月を経過する日後に納付される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期} \\ \text{間及び不足税額の納期限の翌日から 1 月を経過} \\ \text{する日までの期間の日数 (A)} \end{array} \right. + 0.146 \\ & \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \end{aligned}$$

- 2 0.073 (年 7.3% の割合) は、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4% の割合を加算した割合になります。

- 3 不足税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算して下さい。また、不足税額の全額が 2,000 円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

- 4 延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が 1,000 円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第 130 号様式 (第 66 条関係)

軽油取引税特別徴収義務者登録申請書				
年 月 日	特別 徴収 義務者	住所又は所在地		
県民センター所長 様		氏名又は名称		
		(電話	印)	
特約業者又は元売業者の別				
登 録 の 区 分		1 事務所又は事業所が県内に所在するため 2 軽油の納入地が県内に所在するため		
県内に所在する事務所又は事業所の事業開始年月日		年	月	日
特別徴収義務者指定年月日		年	月	日
軽油の納入が県内において行われることとなった年月日		年	月	日
県内に所在する事務所又は事業所	所 在 地			
	名 称			
	代表者氏名			
	貯蔵設備の概要			
県内に所在する軽油の納入先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
	軽 油 の 納 入 地			
主たる軽油の納入地				

第 131 号様式 (第 66 条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書							
年 月 日	特別 徴収 義務者	新	住所又は所在地				
			氏名又は名称 (電話) 印				
		旧	住所又は所在地				
			氏名又は名称		印		
県民センター所長 様		法人である場合は代表者氏名		印			
		変 更 前		変 更 後			
申 請 事 項	特約業者又は元売業者の別						
	登録の区分		1 事務所又は事業所が県内に所在するため 2 軽油の納入地が県内に所在するため		1 事務所又は事業所が県内に所在するため 2 軽油の納入地が県内に所在するため		
	県内に所在する事務所又は事業所	所在地					
		名称					
		代表者氏名					
		貯蔵設備の概要					
	県内に所在する軽油の納入先	住所又は所在地					
		名称					
		軽油の納入地					
	主たる軽油の納入地						
変 更 年 月 日			年 月 日				

備考 この申請書は、営業権の譲渡、売買などによって特別徴収義務者が交替した場合は使用できない。この場合には、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書 (第 130 号様式) を提出すること。

第 132 号様式 (第 70 条関係)

免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者の指定申請書			
年 月 日	免税軽油使用者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話) (印)
免税用軽油況に係る	使用者証番号		
	業 種		
	1 月当たりの使用実績又は使用見込み数量	リットル	
最近の 3 年における軽油引取税の更正若しくは決定又は普通徴収の例による徴収決定の処分の有無及び当該処分年月日		処分の有無	有 ・ 無
		処分年月日	年 月 日
最近の 3 年における法第 144 条の 22、第 144 条の 25、第 144 条の 26 又は第 144 条の 28 の規定による処罰の有無及び刑の確定年月日		処罰の有無	有 ・ 無
		刑の確定年月日	年 月 日
報告期限の特例適用に係る指定の取消しを受けたことの有無及び取消年月日		取消しの有無	有 ・ 無
		取消年月日	年 月 日
規則第 69 条ただし書の規定による指定を受けようとする場合にはその旨			
摘 要			

第 133 号様式 (第 70 条関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長

印

免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例
を適用する免税軽油使用者の指定 (指定取消) 通知書

島根県県税条例施行規則第 70 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、島根県県税条例第 44 条に規定する免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例を適用する免税軽油使用者の指定 (指定の取消し) をしたから通知します。

免 税 軽 油 使 用 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	指定に係る免税 軽油使用者証	番 号		
		有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
	業 種			
指 定 の 取 消 し	年 月 日	年 月 日		
	理 由			
摘 要				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 134 号様式 (第 72 条関係)

返 還 軽 油 申 告 書								
年 月 日		特 義 別 務 徴 収 者	住 所 又 は 所 在 地					
県民センター所長 様			氏 名 又 は 名 称		㊟			
事 務 所 又 は 事 業 所	所 在 地							
	名 称							
	代 表 者 氏 名							
販売契約による軽油の引取				販売契約解除		返 還 軽 油		摘 要
数 量	年 月 日	引 取 者		理 由	年 月 日	数 量	年 月 日	
		住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称					
リットル						リットル		
計								

備考 この申告書には、軽油の返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付すること。

第 135 号様式 (第 73 条関係)

免 税 用 途 使 用 承 認 申 請 書							
年 月 日 県民センター所長 様	免 税 軽 油	使 用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">住所又は所在地</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名又は名称</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">⑩</td> </tr> </table>	住所又は所在地		氏名又は名称	⑩
住所又は所在地							
氏名又は名称	⑩						
免 税 軽 油 申 請 数 量	リットル						
免税証の交付を受けた軽油の数量	リットル						
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由							
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日	年 月 日						
同 上 の 軽 油 の 数 量	リットル						
同上の軽油の引渡しを行った販売業者	事務所又は事業所所在地						
	氏名又は名称						
免税証の交付を申請することができなかった理由							
摘 要							

備考 この申請書の申請事項については、事実及びその数量を証明する書類を添付すること。

第 136 号様式 (第 73 条関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長



免税用途使用承認 (申請却下) 通知書

年 月 日付けをもって申請された、免税軽油以外の軽油を免税用途に使用した場合の承認申請について、島根県県税条例施行規則第 73 条第 2 項の規定により、次のとおり承認 (申請却下) したから通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

承 認 数 量	リットル
申請却下した場合の理由	
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----	
様	第 号 年 月 日
県民センター所長	
印	
免 税 軽 油 承 認 書	
島根県県税条例施行規則第 73 条第 2 項の規定により、免税軽油以外の軽油	
リットルを 年 月 日免税用途に供したことを承認します。	

備考 この承認書は、軽油の引取りを行った販売業者に提出すること。

第137号様式(第74条関係)

区分	免 税 証		免 税 証 及 び 免 税 油 数 量 受 び 免 税 機 械 稼 働 時 間												年 月 分	考 備
	免 越 及 び 受 入 数 量	証 残 量	繰 越 及 び 購 入 数 量	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	(No.)	給 油 数 量 計 合		
日付	前月からの繰越数量 リットル	リットル	前月からの繰越数量 リットル	稼働時間 (アワーメーター)	給油数量	稼働時間 (アワーメーター)	給油数量	稼働時間 (アワーメーター)	給油数量	稼働時間 (アワーメーター)	給油数量	稼働時間 (アワーメーター)	給油数量	リットル	リットル	
1		リットル												リットル	リットル	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
合 計																
月末免税軽油 実在量																
免税軽油 使用者																

(月末免税軽油残量) (免税軽油欠減量) (月末免税軽油実在量) (翌月への免税軽油繰越数量)
 [] - [] = [] (翌月への免税軽油繰越数量)



第 138 号様式 (第 75 条関係)

自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書			
年 月 日	申 請 者	住所又は 所在地	
県民センター所長 様		氏名又は 名 称	㊟
所 要 数	枚		
受 領 数	自 至	号 号	枚
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 者 氏 名	㊟		
摘 要			

第 139 号様式 (第 75 条関係)

自動車用炭化水素油譲渡証用紙返納書			
年 月 日	返 納 者	住所又は 所在地	
県民センター所長 様		氏名又は 名 称	㊟
返 納 数	自 至 号 号 枚		
返 納 の 理 由			
摘 要			

第 140 号様式 (第 75 条の 2 関係)

軽油引取税減免申請書			
年 月 日		納 税 者	住所又は 所在地
島 根 県 知 事 (県民センター所長) 様			氏名又は 名 称
事務所又は事業所等	区 分	1 元売業者 5 特別徴収義務消滅者 2 特約業者 6 免税軽油使用者 3 石油製品販売業者 7 軽油製造輸入者 4 自動車保有者	
	所 在 地		
	名 称		
減免を受けようとする税額		年 月分	円
減免を受けようとする理由	天災その他これに類する災害の場合	災害等の 年 月 日	年 月 日
		災害等の 止んだ 年 月 日	年 月 日
		被害の 状 況	
	そ の 他 の 理 由		
摘 要			

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 減免を受けようとする軽油の引取状況を記載した書類
- (2) 減免理由を証明する書類

第 141 号様式 (第 75 条の 3 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住 所 又 は 所 在 地	
県民センター所長 様		氏 名 又 は 名 称	㊞
登録を消除すべき事由 の生じた年月日	年 月 日		
登 録 の 消 除 の 申 請 を す る 理 由			
摘 要			

第 142 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長

印

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

島根県県税条例第 40 条第 2 項の規定により、登録特別徴収義務者の登録を消除したので通知します。

特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
登録を消除した年 月 日	年 月 日	
登録を消除した理由		
摘要		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 143 号様式 (第 75 条の 3 関係)

収入証紙

免税軽油使用者証書換申請書							
年 月 日		免税 軽油 使用 者	住所又は 所在地				
県民センター所長 様			氏名又は 氏名		(電話 ㊟)		
区分	所在地	機械、車両 又は設備 名	機械、車両 又は設備 の所有者 の氏名又 は名称	形 式		用 途	年間所要 見込数量
				製 造 番 号	軸 馬力		
機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	増 設 し た も の						リットル
機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	減 失 し た も の						
増設 (滅失) した年月日			年 月 日				
摘 要							

備考 この申請書には、既に交付されている免税軽油使用者証を添付すること。

第 144 号様式 (第 75 条の 3 関係)

免 税 軽 油 使 用 者 証 返 納 書			
年 月 日	免 税 軽 油 使 用 者	住 所 又 は 所 在 地	
県民センター所長 様		氏 名 又 は 名 称	㊟
交 付 番 号			
交 付 年 月 日	年 月 日		
返 納 の 理 由			
摘 要			

備考 この返納書には、既に交付されている免税軽油使用者証を添付すること。

第 145 号様式 (第 75 条の 3 関係)

免 税 証 返 納 書					
年 月 日			免 税 軽 油 使 用 者	住 所 又 は 所 在 地	①
県民センター所長 様				氏 名 又 は 名 称	
交 付 年 月 日	種 類	番 号	有 効 期 間	販 売 業 者	
				氏 名 又 は 名 称	事 務 所 又 は 事 業 所 所 在 地
			年 月 日 から 年 月 日 まで		
			年 月 日 から 年 月 日 まで		
			年 月 日 から 年 月 日 まで		
			年 月 日 から 年 月 日 まで		
			年 月 日 から 年 月 日 まで		
摘 要					

備考 この返納書には、既に交付されている免税証を添付すること。

第 146 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長



仮特約業者指定 (指定取消) 通知書

地方税法第 144 条の 8 第 項の規定により、仮特約業者として指定し (の指定を取り消し) たので通知します。

仮 特 約 業 者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名 称	
指定し (指定を取り消し) た 年 月 日	年 月 日	
指定を取り消した場合の 取 消 理 由		
摘 要		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 147 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長



特約業者指定 (指定取消) 通知書

地方税法第 144 条の 9 第 項の規定により、特約業者として指定し (の指定を取り消し) たので通知します。

特 約 業 者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名 称	
指定し (指定を取り消し) た 年 月 日	年 月 日	
指定を取り消した場合の 取 消 理 由		
摘 要		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 148 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長



軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

地方税法第 144 条の 15 第 2 項の規定により、登録特別徴収義務者として登録したので通知します。

特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
登録年月日	年 月 日	
摘要		

第 149 号様式 (第 75 条の 3 関係)

軽油引取税徴収猶予申請書			
年 月 日 県民センター所長 様	特別徴収義務者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	㊟
事務所又は事業所	所在地		
	名称		
	代表者氏名		
月 別	年 月分		
軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を申告納入期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることができなかつた金額	理 由		
	軽油代金		円
	税 額		円
徴収猶予を受けようとする税額			円
徴収猶予を受けようとする期間	自 至	年 月 日 年 月 日	

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 担保提供書。ただし、既に担保を提供している場合で増担保の必要がないときは不要
- (2) 徴収猶予を必要とする理由を証明する書類

第 149 号様式付表

年 月分軽油引取税徴収猶予
 売 掛 金 明 細 書

事業所 又は	所在地				
	名称				
得意先	住所、氏名又は名称	売掛量 リットル	売掛金額 円	備考	
	計				

注 1 掛売上高 _____ 円 % (売掛金)
 総売上高 _____ 円

2 備考欄には受取手形の受領期限を記入すること。

第 150 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 年 月 日 号

様

県民センター所長

印

軽油引取税徴収不能額等還付 (納入義務免除) 通知書

年 月 日 申請のあった軽油引取税の徴収不能額等の還付 (納入義務の免除) について、次のとおり決定したから通知します。

区 分	還付等の申請税額 (円)		還付等する税額 (円)		還付等しない税額 (円)		考 考
	納義務者の氏名又は名称	還付等の申請税額	還付をすする税額	納入義務を免除する税額	還付等をしない税額	還付等をしない税額	
還 付							
納入義務の免除							
計							
内	たことによるもの 全部又は一部を受け取 ることができなくなっ たことによるもの 軽油の代金及び税額の 徴収した税額を失つ	円	円	円	円	円	
	徴収した税額を失つ	円	円	円	円	円	

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となり、) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされ、①審査請求が、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 151 号様式 (第 75 条の 3 関係)

軽油引取税還付申請書 (軽油の返還によるもの)										
年 月 日		特別 義務 徴収 者	住 所 又 は 所 在 地							
県民センター所長 様			氏 名 又 は 名 称		㊟					
事務所 又は 事業所	所 在 地									
	名 称									
	代 表 者 氏 名									
販売契約による軽油の引取				販売契約解除		返 還 軽 油		還付を 受けよ うとす る税額	納 入 年月日	摘 要
数量	年月日	引 取 者		理由	年月日	数量	年月日			
		住所又は 所在地	氏 名 又 は 名 称							
リッ トル						リッ トル		円		
計										

備考


- 1 「還付を受けようとする税額」の欄には返還された軽油に対応する部分の金額を記載すること。
- 2 この申請書には、事実及び数量を証明する書類を添付すること。

第 152 号様式 (第 75 条の 3 関係)

軽油引取税納入免除申請書 (免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合のもの)					
年 月 日 県民センター所長 様	特別 徴収	義務 者	住所又は 所在地		
			氏名又は 名 称		
事務所又は 事業所	所 在 地				
	名 称				
	代 表 者 氏 名				
免税軽油以外の軽油を引取って当該軽油 を免税用途に供したもの			免 税 軽 油 使 用 者 が 免 税 軽 油 以 外 の 軽 油 を 免 税 用 途 に 供 し た 数 量	納 入 の 免 除 を 受 け る べ き 金 額	摘 要
軽 油 使 用 者	引 渡 し を 行 っ た 年 月 日				
住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称				
			リッ トル	円	
計					

備考 この申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付すること。

第 153 号様式 (第 75 条の 3 関係)

軽油引取税還付申請書 (免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合のもの)						
年 月 日 県民センター所長 様	特 別 徴 収 者	義 務 者	住 所 又 は 所 在 地			
			氏 名 又 は 名 称			
事 務 所 又 は 事 業 所	所 在 地					
	名 称					
	代 表 者 氏 名					
免税軽油以外の軽油を引き取って当該軽油を免税用途に供したもの				免 税 軽 油 使 用 者 が 免 税 の 軽 油 以 外 の 税 軽 油 を 供 し 用 途 に 供 し た 数 量	還 付 を 受 け る べ き 金 額	摘 要
軽 油 使 用 者		引 渡 し を 行 っ た 年 月 日	軽 油 引 取 税 納 入 年 月 日	リ ッ ト ル	円	
住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称					
計						

備考 この申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付すること。

第 154 号様式 (第 75 条の 3 関係)

第 年 月 日

様

県民センター所長

印

軽油引取税更正 (決定) 通知書

次のとおり課税標準量及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入 (納付) してください。

処理区分		納入(納付)すべき額 ① + ② + ③ + ④	円	納期限	年 月 日
年 度		年 月 (日) 分		徴収番号	
申告期限		年 月 日	申告書提出年月日		年 月 日

税 額 等	区 分	更正(決定)額等	既に納入(納付)の確定した額等	過不足額等
	課税標準量(kl)			
	税率	円/kl	税額 (円)	①

加 算 金	区 分	更正(決定)額	既に納入(納付)の確定した額	過不足額	
	過 少 加 算 金	対象不足金額	円	円	円
		加算金(%)			
		加算対象金額			
		加算金(%)			
		加算金計			②
	不 申 告 加 算 金	対象基本税額			
		加算金(%)			
		加算対象税額			
		加算金(%)			
		加算金計			③
	重 加 算 金	基本税額			
		加算金(%)			④

更正(決定) の理由	<input type="checkbox"/> 1	地方税法第144条の44第1項の規定による	<input type="checkbox"/> 6	地方税法第144条の47第3項の規定による
	<input type="checkbox"/> 2	地方税法第144条の44第2項の規定による	<input type="checkbox"/> 7	地方税法第144条の47第4項の規定による
	<input type="checkbox"/> 3	地方税法第144条の44第3項の規定による	<input type="checkbox"/> 8	地方税法第144条の48第1項の規定による
	<input type="checkbox"/> 4	地方税法第144条の47第1項の規定による	<input type="checkbox"/> 9	地方税法第144条の48第2項の規定による
	<input type="checkbox"/> 5	地方税法第144条の47第2項の規定による		

別紙

不服申立ての方法等

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日まで
に納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入（納付）される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及} \right. \\ & \quad \left. \text{び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日ま} \right. \\ & \quad \left. \text{での期間の日数(A)} \right. \\ & \quad \left. + 0.146 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\} \end{aligned}$$

2 0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第156号様式から第158号様式まで 削除

第162号様式中 「

交付年月日
免許の条件

」 を 「

有効期限
免許の条件

」 に、同様式備考3中「「自動車の使用目的」欄及び「自動

車」欄に記入すること」を「「身体障害者等」欄及び「運転者」欄の記入を要しない」に改める。

第162号の2様式表面中「（第77条、第88条関係）」を「（第62条、第77条関係）」に、

「

交付年月日
免許の条件

」 を 「

有効期限
免許の条件

」 に、「第63条第3号」を「第38条第3号」に、「第63条第2号」を「第38条第

2号」に改め、同様式裏面の備考1中「第51条第3号若しくは第4号又は第63条第2号若しくは第3号」を「第38条第2号若しくは第3号又は第51条第3号若しくは第4号」に改め、同様式裏面の備考2中「第51条第3号又は第63条第2号」を「第38条第2号又は第51条第3号」に改め、同様式裏面の備考3中「第51条第4号又は第63条第3号」を「第38条第3号又は第51条第4号」に改める。

第163号様式中 「自動車税 減免申請書 を「自動車税減免申請書」に改める。
(自動車取得税)」

第164号様式中「（第81条、第91条関係）」を「（第65条、第81条関係）」に改める。

第174号様式から第201号様式その2までを次のように改める。

第174号様式から第201号様式まで 削除

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表3の項中「第699条の11第1項」を「第122条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第68条及び附則第10項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する免税軽油使用者証について適用し、同日前に交付した免税軽油使用者証については、なお従前の例による。
- 3 新規則第74条の規定は、施行日以後に交付を受けた免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者について適用し、施行日前に交付を受けた免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者については、なお従前の例による。
- 4 第1条による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。